馬の飼養衛生管理基準を遵守しましょう。

① 飼養衛生管理基準の遵守
- 農場出入口での消毒、長靴の交換
- 異常馬は早期にかかりつけの馬専用獣医師へ連絡して下さい。

② 馬インフルエンザワクチン
- 定期的な接種で発生リスクを低減、特に馬が集まる会場への参加時に必要な衛生対策です。
- 国内では、2025年4月に熊本県、北海道で発生が確認されています。
- 一定要件（2回接種）を満たせば、ワクチン接種補助の制度もあります。

③ 定期報告の提出
- 毎年の2月1日現在の飼養状況報告をお願いします。

〒629－2302　京都府与謝郡与謝野町字下山田616
京都府丹後家畜保健衛生所　　TEL：0772-43-1125　FAX：0772-43-1124